

道路に面する危険なブロック塀などの 撤去費用の一部を補助します

☎建設課都市計画係 ☎ 0943-32-1157

地震発生時のブロック塀などの倒壊による被害を防ぎ、避難経路を確保するため、ブロック塀などの撤去に要する費用の一部を補助します。

■補助額

撤去工事費の50%（最大10万9千円）

■補助金交付までの流れ

- ①撤去工事の内容について、建設課都市計画係と事前に協議する
 - ②建設課職員が診断カルテで危険性を判定する
 - ③建設課都市計画係に申請書を提出する
 - ④申請者による工事の契約・着工・完了
 - ⑤工事完了の日から30日以内（または補助金の交付決定があった年度の2月末日のいずれか早い日まで）に、関係書類を添えて実績報告書を提出する
 - ⑥補助金を請求し、交付を受ける
- ※申請前に工事の契約・着工を行った場合は対象外です。

※予算額に達した場合は受け付けを終了します。

■対象ブロック塀など

- 次のすべてに該当する、補強コンクリートブロック造や組積造（れんが造、石造、コンクリートブロック造など）の塀・門柱
- 町内に存在し、高さ1メートル以上であること
- 通学路や避難路のほか、一般交通に供する道路に面していること
- 診断カルテの評点が40点

未満であること

■対象者

- 次のすべてに該当する人
- ブロック塀などの撤去工事を行う所有者・管理者であること
- 広川町の町税・税外徴収金を滞納していないこと
- 広川町暴力団排除条例に基づく暴力団などの関係者ではないこと

■対象工事

- 対象ブロック塀などのす

べてを撤去する工事

- 対象ブロック塀などの一部を撤去し、撤去後の高さが1・2メートル以下かつ診断カルテの評点が70点以上となる工事

※一部撤去の場合、診断カルテによる判定は申請者が行う必要があります。
※同じ敷地における補助金の交付は1回限りです。
※そのほか要件があります。

老朽化した空き家の解体費や 木造住宅の耐震改修費の一部も 補助します

老朽化した空き家の解体

- 対象工事 町が定める老朽危険度の判定基準により、各評点の合計が100点以上の老朽危険家屋の除却工事
- 補助額 除却・処分にかかる費用の50%（最大50万円）

木造住宅の耐震改修

- 対象工事 昭和56年5月31日以前に建築された木造住宅の耐震改修工事
- 補助額 耐震改修にかかる費用の50%（最大90万円）

※申請前に耐震診断を受ける必要があります。



人 戦没者追悼式の参列者を募集します

☎ 福祉課福祉係 ☎ 0943-32-1113

先の大戦において亡くなられた方々を追悼し平和を祈念するため、戦没者追悼式を開催します。遺族の皆さまはぜひご参列ください。

先の大戦の記憶は風化させることなく、次の世代へ継承していく必要があります。18歳未満の若い世代の皆さまも、ぜひ参列をご

検討ください。

※福岡県戦没者追悼式では、参列者全員の献花を予定しています。

	福岡県戦没者追悼式	全国戦没者追悼式
期日	8月15日(木)	8月14日(水)～8月15日(木)【2日間】
会場	福岡武道館【福岡市中央区】	日本武道館【東京都】
募集人数	900人	107人
参加資格	先の大戦における福岡県出身の戦没者、一般戦災死没者の遺族で、福岡県に居住している人（三親等以内の親族を優先）	<ul style="list-style-type: none"> 先の大戦における戦没者や一般戦災死没者、原爆死没者の遺族で、福岡県に居住している人（三親等以内の親族を優先） 過去に参加したことのない人 2日間の行程に十分耐えられる体力があり、団体行動がとれる人
参加費	無料	一部補助（差額は自己負担）
主催	福岡県	厚生労働省
申込期限	6月3日(月)	
問い合わせ先	【戦没者、一般戦災死没者遺族】福祉課福祉係（☎0943-32-1113 FAX0943-32-5164） 【原爆死没者遺族】福岡県原爆被害者相談所（☎092-631-1508 FAX092-631-1509）	

人 介護予防サポーター養成講座 参加者募集中

☎ 福祉課高齢者支援係 ☎ 0943-32-1113

■ 介護予防サポーターの活動内容

地域の公民館や介護予防教室で、筋力向上・維持のための健康体操や脳活性化トレーニング、レクリエーションを参加者と一緒に行います。

■ 介護予防サポーター養成講座

介護予防サポーターになるには、下表の養成講座（講義①～④と実技研修8回）を受講する必要があります。受講者には終了後、認定証が発行されます。

[対象] 介護予防サポーターとして活動することが可能な町内在住者

[場所] 特別養護老人ホーム「若久園」3階多目的ホール

※受講無料



介護予防サポーター養成講座 講座内容・日時

	講座内容	日時
講義	①ロコモティブシンドローム 認知症予防	6月4日(火) 9時30分～11時30分
	②介護予防とは サポーターの役割	6月18日(火) 9時30分～11時30分
	③栄養・食事について	7月2日(火) 9時30分～11時30分
	④口腔ケアについて	7月16日(火) 9時30分～11時30分
実技研修	「まちこちゃん元気アップ体操」の習得 健康プログラム（ストレッチ体操、貯筋体操） の研修 介護予防教室内での見守り	毎週(火) 13時30分～15時

熊添博さんが行政相談委員に

4月1日付けで、^{くまぞえひろし}熊添博さんが行政相談委員（広川町担当）に委嘱されました。

■行政相談を行っています

相談無料。助言や関係行政機関への通知などを行っています。日時は毎月の広報紙「相談はお気軽に」（はがきの上、今月は15ページ）でお知らせしています。

[日時] 毎月1回、13時～15時

[場所] 広川町保健福祉センター「はなやぎの里」



行政相談委員とは

総務大臣から委嘱された民間有識者。社会的な信望があり、行政運営の改善について理解と熱意を有します。

地域住民の皆さんの身近な相談相手として、行政サービスや行政の仕組み・手続きに関する相談を受け付けています。

☎総務課行政係 ☎0943-32-1255

軽自動車税・自動車税は 5月31日までに納めましょう

====軽自動車税====

4月1日現在軽自動車を所有している人へ、5月13日以降に納税通知書を送付します。

■納期限 5月31日(金)

■納付場所 広川町役場

納税通知書に記載の金融機関



====自動車税====

4月1日現在自動車を所有している人へ、5月初めに納税通知書を送付します。

■納期限 5月31日(金)

■納付場所 県税事務所

金融機関

コンビニエンスストアなど

今年度から「LINE Pay」でも納付できます

☎ [軽自動車税] 税務課納税係 ☎0943-32-1114

[自動車税] 久留米県税事務所 ☎0942-30-1078

身体障がい者（児）巡回相談 補装具の支給・修理相談会

■日時 6月19日(水)、9時30分受け付け開始

■会場 八女市東公民館（八女市山内389-5）

■持参品 印鑑、身体障害者手帳、補装具（再交付・修理の場合）

■申込期限 5月31日(金)

※予約がない場合や視覚・聴覚・内部障がい者の相談は受け付けできません。

☎福祉課福祉係 ☎0943-32-1113

暮らしのガイドブック2019年度版 内容に変更がありました

4月1日に役場組織機構の一部が変更されたことに伴い、「暮らしのガイドブック2019年度版」の内容に変更がありました。

■20ページ「庁舎案内」

人権・同和対策係の所属課

[変更前] 住民課 ☎0943-32-1112

[変更後] 協働推進課 ☎0943-32-1196

■67ページ「日曜開庁」の問い合わせ先

[変更前] 政策調整課人事係 ☎0943-32-0106

[変更後] 政策調整課人事・法制係 ☎0943-32-0106



☎政策調整課人事・法制係 ☎0943-32-0106

工業統計調査を行います



工業統計調査は、日本の工業の実態を明らかにする非常に重要な調査です。

調査結果は、国や地方公共団体の行政施策（中小企業施策、地域振興など）の基礎資料として利活用されます。ご理解、ご協力をお願いします。

■対象 従業者4人以上のすべての製造事業所

■期日 令和元年6月1日時点

※調査票の記入内容は、統計作成以外の目的（税の資料など）に使用することは絶対にありません。

☎総務課行政係 ☎0943-32-1255